

# がんばる浪江町！プレミアム付商品券 商品券取扱店用Q&A

## I 取扱店の登録手続きについて

Q 取扱店となるための要件はなんですか。

A 浪江町内で事業を再開・開始している店舗（※）で、町に商品券取扱店として、登録される必要があります。

※町内での事業再開・開始については、事前に「事業開始申請書」を、町に提出していただく必要があります。

また、次の①～④に該当する店舗は対象外となります。

①「事業の対象外となるもの」のみを取り扱っている店舗

※「事業の対象外となるもの」とは・・・

- ・国や地方公共団体への支払い並びに公共料金
- ・有価証券、商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- ・たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品等
- ・土地や家屋の購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に係る費用（ただし、リフォーム費用については対象となります。）
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る費用
- ・特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

②特定の宗教・政治団体と関わるものや業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている店舗等

③地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく控訴を提起されている店舗等

④暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が役員等と社会的に非難されるべき関係を有している、又は経営、運営等に関与している店舗等

**Q** 商品券の取扱店となるための手続きはどのようにしたらいいですか。

**A** 「がんばる浪江町！プレミアム付商品券取扱店登録申請書兼誓約書」を、町へご提出ください。※誓約いただく内容は下記のとおりです

- ①券の交換、譲渡及び売買を行わないこと
- ②事業実施要領に記載された業務を遂行すること
- ③事業実施期間中は取扱店として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退をしないこと
- ④店舗名、所在地、電話番号等について、チラシ、ホームページ等へ掲載することについて同意すること
- ⑤事業実施にあたり必要となることに協力すること
- ⑥登録する店舗が「暴対法第2条第2号に規定する暴力団が関与する店舗等」又は「公序良俗に反する店舗等」ではないこと

**Q** 登録手続きはいつからできますか。

**A** 令和4年4月1日（金）から登録申請書兼誓約書をご提出いただけます。  
なお、商品券の販売期限となる、令和5年1月31日（火）までの期間中は、随時登録手続きが可能です。

※令和4年4月25日（月）までに登録申請書兼誓約書をご提出いただいた場合は、広報なみえ6月号で折込み配布する「チラシ」に店舗情報を掲載します。これより後に提出された取扱店の情報は、随時ホームページ等に掲載します。

**Q** 登録申請書兼誓約書を提出するだけで登録手続きは終わりですか。

**A** 「登録申請書兼誓約書」を提出していただいた後、町で申請内容を確認し承認か非承認かの判断をしますので、町から承認の連絡があるまでは商品券の取り扱いをしないでください。

承認・非承認につきましては、なるべく速やかに電話等によりお知らせし、承認された店舗には「がんばる浪江町！プレミアム付商品券取扱店登録書」と「取扱店ステッカー」、「取扱店ポスター」をお届けします。

非承認となった店舗には「非承認通知書」を送付します。

## Ⅱ 商品券の使用方法について

**Q** 購入者（代理者）証明書を見せてくださいとお願いしたら、忘れたと言われました。どうしたらいいですか。

**A** 免許証や会員証など、氏名が記載されているもので確認してください。

**Q** 商品券+現金での支払いは可能ですか。

**A** 可能です。

商品券は釣り銭が出ませんので、端数は現金で支払うことになります。

**Q** 商品券を綴りから千切って持ってこられました。どうしたらいいですか。

**A** 商品券が綴られていた綴り（表紙があるもの）を持っておられるかどうか聞いて、綴りをお持ちの場合は、表紙に記載されている氏名を確認し、会計処理をしてください。綴り（表紙があるもの）を持っておられない場合、千切れた商品券と綴りを一緒にお持ちくださるようお伝えください。

※次回からは千切らないで持参するように伝えてください。

※千切れた商品券が綴られていた綴り（表紙があるもの）を無くしたと言われた場合は、役場産業振興課へ相談に行くようお伝えください。

**Q** 支払の際、商品券をお客様からあずかり、店員が必要な枚数を千切った後現金やカードでの支払いに変えたいと言われたら、どうしたらいいですか。

**A** できるだけ千切った商品券で支払っていただくよう、お伝えしてください。どうしても商品券を使われない場合には、商品券を千切った綴りに戻してバラバラにならないように管理し、次回商品券を使用するときは綴りのまま店に出すように伝えてください。

**Q** 汚れたり、破れたりした商品券を持ってこられました。どうしたらいいですか。

**A** 商品券が未使用であると判断でき、ホログラムや商品券の番号が確認できる場合には、支払いに使用してください。

判断ができない場合や破損状況が激しい場合には、支払いには使用せず、役場産業振興課へ持って行って相談するようお伝えください。

表紙のみ破損している場合には氏名が確認できれば使用可能です。

表紙がない場合には、支払いには使用せず、役場産業振興課へ持って行き相談するようお伝えください。

**Q** 商品券は1人75,000円分までしか持っていないはずですが、支払の際に商品券の綴りを9万円分出されました。商品を買う時の上限はありませんか。商品券を9万円分受け取っても大丈夫でしょうか。

**A** 商品購入時に使用する商品券の枚数について上限はありません。

ただし、使用する商品券の表紙に書かれている名前と同じ名前が記載された「購入者（代理者）証明書」を確認してください。

Q 商品購入時に出された商品券綴りの表紙の名前と、提示された購入者（代理者）証明書の名前が違っていました。どうしたらいいですか。

A 商品券綴りの表紙に書かれている名前の「購入者（代理者）証明書」か、免許証や会員証などを持っているかどうか確認してください。名前を確認できるものを持っていない場合、商品券はお使いいただけません。

Q 日本酒（対象となる商品）と、タバコ（対象とならない商品）を販売しています。レジはどうしたらいいですか。

A お手数ですが、日本酒（対象となる商品）とタバコ（対象とならない商品）は会計を別にして処理してください。

Q お買い上げ金額が972円でした。1,000円券1枚または500円券2枚で支払いたいと言われましたが、受け取ってもいいですか。その場合町へ報告しなければなりませんか。

A ご本人にお釣りが出ないことをご説明いただき、ご本人が了解されましたら、500円券2枚または1,000円券1枚で支払いをしていただいても構いません。なお、町への報告は不要です。

※お釣りは出さないでください。

Q 浪江で事業再開していますが、南相馬市にも店舗があります。南相馬市の店舗でも「がんばる浪江町！プレミアム付商品券」で支払ってもらうことはできますか。

A できません。

### Ⅲ その他

Q 商品券の500円券と1,000円券とで、それぞれ2種類ありますが、換金請求するときは一緒にまとめても大丈夫ですか？

A 商品券の種類ごとにそれぞれ分けて、請求書を2種類に区分して請求してください。

Q 令和5年度もプレミアム付商品券の販売はありますか。

A 詳細は未定です。